<出席停止期間 一覧表>

走 中 <i>石</i>	山西庁よ物間(以下のせ巻にせぶた 子が屋ががが)
疾患名 	出席停止期間(以下の基準に基づき, 主治医が判断)
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質治療が完
	了するまで。
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下・額下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状
(おたふくかぜ)	態が良好になるまで。
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
(プール熱)	
腸管出血性大腸菌感染	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
症	
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
(はやり目)	
溶連菌感染症	治療開始後24時間以上経過し、発熱・発疹等が回復するま
	で。
ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になり、全身状態が安定するまで。
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快し、医師が感染のおそれがないと認めるま
	で。
ヘルパンギーナ	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校
	は可能。
手足口病	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校
	は可能。
伝染性紅斑	医師が感染のおそれがないと認め、全身状態がよければ登校
(りんご病)	は可能。
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過
	するまで。
その他の感染症	
()	